



# Press release

2023年4月17日

## 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による 入院給付金および災害保険金等の取扱終了について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。また、現在罹患されている皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO:安淵 聖司)は、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(いわゆる「みなし入院」)を入院給付金の支払対象とする取扱を、2022年9月26日以降、「重症化リスクの高い方」を対象に継続しております\*1。

また、災害保険金等の支払につきまして、新型コロナウイルス感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合等にも支払対象として取り扱っております\*2。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。

こうした状況を踏まえ、2023年5月8日以降の「みなし入院」を入院給付金の支払対象とする取扱および個人保険・財形保険において災害保険金等の支払対象とする取扱を終了いたします。

\*1 [新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお取り扱いについて](#)

\*2 [【オンライン診療による通院給付金のお支払い】・【各種サービスによるお客様のサポート】・【保険料のお払い込み】に関するご案内を更新】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応につきまして](#)

※今後特段の事情が生じ、2023年5月8日までに政府が上記の方針を見直し、本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。



## &lt;ご参考&gt;

## 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金の支払範囲

ケース		陽性診断日		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ入院をされた場合		○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊療養・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方(※)	○ 支払対象	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

## 個人保険・財形保険における新型コロナウイルス感染症に対する災害保険金等の支払範囲

ケース	支払事由該当日	
	2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
お亡くなりになった場合* <sup>3</sup> 高度障害状態になられた場合	○ 支払対象	× 支払対象外

\*3 災害による死亡等を保障する商品の災害保険金等の支払範囲であり、通常の死亡保険金等については、引き続き支払対象となります。

また、契約条件(保険金の削減支払等)があるご契約において、保険金の削減支払等を行わず、保険金・給付金をお支払いすることとなる感染症からも対象外となり、今後は契約条件が適用されることとなります。

なお、災害保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障が特約として付加された福祉団体定期保険または定期保険(団体型)については、当面は支払対象としますが、今後、取扱を変更する可能性があります。

## &lt;ご請求にあたってのお願い&gt;

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であるとの発表\*<sup>4</sup>がなされております。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

\*4 2023年3月17日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」